

## 別表 4

### I ④ 症状を呈する利用者・職員に自費検査を実施した事業所・施設に対する補助基準単価 (※1)

1 対象事業所・施設 (※2, 3)		2 基準単価 (千円) (※4, 5, 6)	3 単位	4 補助対象経費	5 補助率
障害者 支援施設等  (障害 児入所 施設を 除く)	施設入所支援	1,013	事業所	新型コロナウイルス 感染症に係る障害福 祉サービス等事業者 に対するサービス継 続支援事業の実施に 必要な報酬、給与、 職員諸手当等、賃 金、共済費、旅費、 需用費、役務費、委 託料、使用料及賃借 料、備品購入費、負 担金補助及交付金	10分の10
	共同生活援助 (介護サービス包括型)	335	事業所		
	共同生活援助 (日中サービス支援型)	259	事業所		
	共同生活援助 (外部サービス利用型)	150	事業所		

(※1) 一定の要件の下で検査した場合に限る。具体的な取扱いについては、別記2に規定する。

(※2) 対象事業所・施設については、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※3) 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。

(※4) 基準単価は、対象となる経費の支出年度単位でそれぞれ適用する。なお、令和3年度分の経費について、令和3年度交付要綱に基づき補助を受けている場合は、その補助額を差し引いた金額を基準単価とする。

(※5) 特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

(※6) 一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。